

令和4年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和4年6月17日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	川 内 和 哉
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- | | | | |
|------|---------------|---|-----------|
| 第 1 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告（川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例） | |
| 第 2 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件） | |
| 第 3 | 報告第 5 号 | 令和 3 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書 | |
| 第 4 | 報告第 6 号 | 令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書 | |
| 第 5 | 報告第 7 号 | 令和 3 年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書 | |
| 第 6 | 報告第 8 号 | 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件 | |
| 第 7 | 議案第 28 号 | 令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回） | |
| 第 8 | 議案第 29 号 | 令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回） | |
| 第 9 | 議案第 30 号 | 川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 第 10 | 議案第 31 号 | 川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例 | |
| 第 11 | 発委第 1 号 | 川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例 | 議会運営委員長 |
| 第 12 | 総務厚生委員会調査報告 | | 総務厚生委員長報告 |
| 第 13 | 議会運営委員会調査中間報告 | | 議会運営委員長報告 |
| 第 14 | 閉会中の継続調査の件 | | 総務厚生委員長 |
| 第 15 | 議員派遣の件 | | |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 報告第3号

議 長 まず、日程第1、報告第3号「専決処分の報告（川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。報告第3号「専決処分の報告（川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）」について提案理由をご説明いたします。

町長の専決処分の指定に関する条例第2条第6号に、町長において専決処分にすることができる事項として、「既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること。」と規定されております。このたび、川棚町子ども・子育て会議条例において、これに該当するものがあり、当該条例の一部改正を行い、令和4年5月16日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を改正いたしました内容についてご説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

令和4年3月22日に施行された川棚町組織規則の改正によりまして、川棚町子ども・子育て会議の所管が健康推進課となりました。これに併せまして、第7条に規定する庶務担当課を健康推進課に改めたものであります。

それでは、改正条例の附則をご覧ください。附則にありますように、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。公布の日は専決処分の日と同日の令和4年5月16日であります。以上で説明を終わります。

議 _____ 長 これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 0 3)

日程第2 報告第4号

議 _____ 長 次に、日程第2、報告第4号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ 長 報告第4号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」について、報告をさせていただきます。

今年の3月15日、川棚町下組郷の町道において、会計年度任用職員が公用車の運転を誤り、住宅地のフェンスに接触し、損害を与えたものであります。被害を受けられた方に対しましては、ご迷惑をお掛けし、心からお詫びを申し上げます。

その後、損害を受けられたフェンスの所有者と損害賠償額について、協議が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、専決処分を行ったところであります。そこで、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議 _____ 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは、内容について説明いたします。報告第4号

の2枚目をお開きください。

具体的には、この専決処分のとおりでございますので、読み上げて報告とさせていただきます。ご了承をお願いします。

専決第10号。専決処分書。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第1号の規定により損害賠償の額を次のとおり専決処分する。

令和4年4月11日専決。川棚町長 山口文夫。

損害賠償の額を定めることについて。

川棚町下組郷1911番地2沿い町道で発生した、本町職員が運転する公用車による自動車事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1. 事故発生日時 令和4年3月15日（火）午後2時45分頃。

2. 事故発生場所 川棚町下組郷1911番地2沿い町道。

3. 損害賠償の相手方 川棚町下組郷の住民であります。

4. 事故の概要 令和4年3月15日（火）午後2時45分頃、川棚町下組郷1911番地2沿い町道において、本町所有の公用車を住民福祉課会計年度任用職員が不法投棄パトロールで運転中、左折しようとした際にタイミングを誤り住民自宅敷地内の外周フェンスに接触し、破損したものであります。

5. 損害賠償額 5万2,800円。

以上のとおり報告とさせていただきます。以上で、専決処分の報告について終わらせていただきます。

議 **長** これから質疑を行います。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 11番、炭谷です。この5万2,800円については、賠償については相応と思いますけども、そうした事故のときに、原価といたしますか、物損に対する補償額なのか、事故を起こしたということについては迷惑的なものかということとをちょっと、その意味、迷惑料的なものも勘案しての金額なのか、現実の物損なのかということを知りたいと思います。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。この損害賠償額の5万2,800円につきましては、フェンスの修理代ということであります。

議 **長** よろしいですか。

1 1 番 炭 谷 大変迷惑掛けたというふうな面の金額というのは含まれていないということですね。いいです。わかりました。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 1 1)

日程第 3 報告第 5 号

議 長 次に、日程第 3、報告第 5 号「令和 3 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第 5 号「令和 3 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」についてご報告いたします。

令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 5 回）におきまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費として、ご承認をいただいたところであります。このたび、令和 3 年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、その内容について議会に報告するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 私の方から内容についてご説明いたします。1 枚めくっていただいて、繰越計算書をご覧ください。表の左から順に、繰り越した額の予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内容について掲げております。金額の欄は予算の額で、翌年度繰越額は、実際に繰り越した額であります。

続きまして、令和4年度に繰り越した事業が23事業ございますので、その内容についてご説明いたします。

まず、社会保障・税番号制度システム管理費であります。翌年度繰越額は270万6,000円でありまして、マイナンバーカードを活用したオンライン申請に対応するためのシステム改修費を繰り越したものであります。

次の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費3,717万8,000円につきましては、住民税非課税世帯等への臨時給付金の支給に要する経費を繰り越したものであります。

次の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費150万5,000円につきましては、子育て世帯等への臨時給付金の支給に要する経費を繰り越したものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費1,302万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料等に要する経費を繰り越したものであります。

次の農地管理費790万2,000円につきましては、県営事業の農地海岸保全事業の繰越しに伴い、本町の負担金を繰り越したものであります。

次の農道新設改良事業費3,830万円につきましては、県営事業の基幹農道整備事業の繰越しに伴い、本町の負担金を繰り越したものです。

次の道水路維持補修費690万円につきましては、基幹農道流末水路整備事業に要する経費を繰り越したものであります。

次の農村地域防災減災事業費200万円につきましては、ため池劣化状況評価に要する経費を繰り越したものであります。

次の漁港維持補修費300万円につきましては、川棚西部漁港三越地区船揚場改修工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第5期）事業費1,202万円につきましては、県の営業時短要請に応じた事業者への協力金等に要する経費を繰り越したものであります。

次の道路新設改良費300万円につきましては、良善寺線用地測量業務等に要する経費を繰り越したものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）1億1,500万円につきましては、上組西部線整備に要する経費を繰り越したものであります。

次の地方創生道整備推進交付金事業費 1, 984万5, 000円につきましては、馬場線道路改良工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（橋梁） 1, 050万円につきましては、野口橋橋梁補修工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の港湾建設費 334万8, 000円につきましては、県事業であります川棚港防災・安全環境整備工事の繰越しに伴い、町の負担金を繰り越すものであります。

次の川棚小学校保健特別対策事業費から川棚中学校保健特別対策事業費につきましては、小中学校のコロナ感染対策を強化するための保健衛生用品等の購入に要する経費を繰り越したものであります。

次の文化財保護費 451万円につきましては、片島魚雷発射試験場跡文化財登録範囲確認調査業務委託に要する経費を繰り越したものであります。

次の災害復旧費（農地農業施設） 1億1, 640万円につきましては、農地農業施設災害復旧工事 43件に要する経費を繰り越したものであります。

次の災害復旧費（林業施設） 2, 917万9, 000円につきましては、林業施設災害復旧工事 3件に要する経費を繰り越したものであります。

次の災害復旧費（公共土木施設） 1億5, 246万5, 000円につきましては、令和3年8月豪雨による被災箇所の復旧工事に要する経費を繰り越したものであります。

以上、23件ありまして、先日ご承認いただきました令和3年度川棚町一般会計補正予算（第15回）の第2表繰越明許費において掲げた金額と同額の、総額5億8, 346万6, 000円を翌年度に繰り越したものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。炭谷議員。

11番炭谷 11番、炭谷です。災害復旧工事がかなりの額で、残金で繰越しというふうな形になっているようでございますが、ということは多分執行をできなかったというふうなことだろうと思いますが、そういった中で、災害は早く直してほしいというのがそもそも町民の願いだと思いますけど、そういった中で、執行できなかったというのが何かあれば聞きたいと思いますが。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 私は建設課関係って、昨日は産業振興課でしたので、建設課関係にもということだぶとったかなということだぶとったので、そういう見解で両方があったのであれば別に気にしません。

議 長 その議案は昨日可決しておりますので、それと今回の繰越明許費計算書はちょっと判断の材料が違うかと思いますが。この繰越計算書についての説明を今受けたわけですね。で、昨日内容の質疑答弁は昨日あったわけですね。それを繰り返すのは意味ないんじゃないでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 1 9)

日程第 4 報告第 6 号

議 長 次に、日程第 4、報告第 6 号「令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第 6 号「令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書」について、ご報告いたします。

令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 3 回）におきまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費として、ご承認をいただいたところであります。

このたび、令和 3 年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、その内容について、議会に報告をするものであります。

詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、内容についてご説明をいたします。2枚目の繰越計算書をご覧ください。

表の左から順に、繰り越した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内容について掲げております。金額の欄は予算額で、翌年度繰越額は実際に繰越した額であります。令和4年度に繰り越した事業が2事業ございますので、その内容をご説明をいたします。

まず、大崎温泉改良費であります。翌年度繰越額は297万円です。大崎温泉改良費につきましては、しおさいの湯東側デッキの転落防止柵の更新工事ですが、経年による腐食、強度不足であるために転落事故等の危険性があることから、実施をするものであります。更新工事に要する経費を繰り越したものであります。

次に、国民宿舎改良費であります。翌年度繰越額は247万5,000円です。国民宿舎改良費につきましては、くじゃく荘の客室カーペットの更新工事です。これも経年によるカーペットの消耗、劣化が進んでいることから、令和2年度から年次で実施しているものであり、更新工事に要する経費を繰り越したものであります。

今回、この2事業の繰越しにつきましては、コロナ禍において資材等の入荷に期間を要したことが主な理由となっております。以上、説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:23)

日程第5 報告第7号

議 長 次に、日程第5、報告第7号「令和3年度川棚町下水道事業

会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町長 報告第7号「令和3年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」について、ご報告をいたします。

令和3年度川棚町下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして、繰越計算書が作成され、川棚町下水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その内容について議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 水道課長。

水道課長 はい。それでは、内容についてご説明いたします。2枚目の令和3年度川棚町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

まず表の名称として、上段に「地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額」、下段に「地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額」としております。地方公営企業法第26条に予算の繰越しについての条文があり、第1項では通常の繰越し、第2項ではただし書により事故による繰越しについて定められているところであります。

今回の繰越しにつきましては、第1項の規定及び第2項のただし書の規定に基づき行うものでありまして、まず第1項の規定では、1款資本的支出、1項建設改良費に関するものを記載しております。事業名は下水道ストックマネジメント計画策定・浸水シミュレーション業務で、予算計上額2,000万円に対しまして、支払義務発生額が0円でありまして、翌年度繰越額は2,000万円であります。また、繰越しに係る財源内訳につきましては、国庫補助金1,000万円、損益勘定留保資金1,000万円であります。

繰越しとなりました原因につきましては、表の右の説明欄に不測の日数を要した旨の記載をしておりますが、今回、繰越しを行う業務につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業として令和2年度から令和3年度へ繰越しした分の業務の実施を受け、汚水管路ストックマネジメント及び浸水シミュレーション業務における継続業務を令和3年度において実施する予定

としておりましたが、令和2年度から令和3年度に繰り越した分の業務において、シミュレーション区域の拡大や調査工程、内容等の見直しにより作業期間において不測の日数を要したものであります。

次に、第2項ただし書の規定です。第1項の規定と同じく、1款資本的支出、1項建設改良費に関するものを記載しております。事業名は、川棚浄化センター改築・更新実施設計、耐震化実施設計業務で、予算計上額6,500万円に対しまして、支払義務発生額が4,079万円であり、翌年度繰越額は2,421万円であります。また、繰越しに係る財源内容につきましては、国庫補助金1,210万5,000円、損益勘定留保資金1,210万5,000円であります。令和2年度から令和3年度に繰り越した額6,500万円に係る業務のうち、川棚浄化センター耐震化等の実施計画業務において、備考欄記載のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、日本下水道事業団が行う入札が不調となり、不測の日数を要したことが繰越しとなった要因であります。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。初手議員。

4 番 初 手 はい。質問いたします。浸水シミュレーション業務というのがありますけども、これにつきましては今説明がありましたように、2年、それから3年に向けて方向が出されたというふうに思っております。で、見直し等についてと、まあ実施するということでありましたけども、要は今出されたシミュレーションを踏まえて、具体的にどのように対応するかということの検討を行うというふうに理解していいんでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。お答えします。ストックマネジメントというのは全体的なものでありまして、浸水シミュレーション、この事業名のところに下水道ストックマネジメント事業計画、浸水シミュレーション業務となっておりますが、これは繰越承認を受けた名称をそのまま持ってきているというところもありまして、浸水シミュレーションそのものは、ほぼ完了しておりますが、それに伴う関連業務、それを今議員がおっしゃられたような浸水シミュレーションの結果を受けて、どのような対策を講じるかというところの業務を行う分であります。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 2つ目の2項ただし書の分ですが、一番右の説明の欄の「新型コロナウイルスの影響により入札が不調となり」の部分が、事情がよくわからないんですけども、どういうことなんでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 一般的に事故繰越というのは工事関連で、契約を交わしたけれども、その年度内に支払いを終える予定としていたものがやむを得ない事情によってできなかったというものになるわけなんですけど、今回のこのただし書の分については、もう一旦、令和2年度から令和3年度に明許繰越の手続きを取っているという状況で、そういう状況が前提としてあって、今回、事業団と委託契約をしておりますけれども、事業団が令和3年の6月と7月にこの耐震等の改築、耐震等の入札を行うべく公募をしておりますが、コロナ関係の自粛等により、入札をするところが、落札をするところがなく、不調に終わっております。で、財務省からその後、県内においても、佐々町、それから長与町が同じような状況でありまして、県と協議を進め、返還も含め検討をいたしましたけれども、その検討をする中で、財務省の方からこのコロナの自粛等による入札の不調等で行われなかった工事等については、柔軟に対応していいというような通知がきまして、その内容としましては、感染拡大防止の観点から、積極的に事業、工事、納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等は要しないということで、事故繰越事務の手続きにつきましても簡素化をし、基本的に財務局等のヒアリングも行わないというような内容で通知がきましたので、コロナ関連の業務自粛による繰越しとして事故処理をしたという流れであります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。堀池議員

5 番 堀 池 今説明があったんですけども、下の段に事故繰越額の分の下の段、「契約に至るまでに不測の日数を要した」と書いてある。これは契約はもう終わってるんですか、それとも契約はされていない。その辺の確認をお願いします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 先ほども言いましたけれども、下水道事業団と川棚町との契約は済んでおります。で、下水道事業団があくまでもその業務について他の

事業者と契約を交わすという状況でありまして、3年度内には契約はできなかったという状況です。で、4年度になって入札を開催しまして、今契約が済んでいる状況です。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10 : 34)

日程第6 報告第8号

議 **長** 次に、日程第6、報告第8号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 報告第8号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」について、ご報告をいたします。

川棚町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、水道料金の債権の放棄を、令和4年3月31日付けで行いましたので、同条例第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回、放棄を行った債権は、令和3年度に不納欠損処分を行った水道料金であります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議 **長** 水道課長。

水 道 課 長 はい。それでは、内容についてご説明いたします。中ほどの表をご覧ください。

調定年度につきましては、当該債権の調定年度を記載しております。債権の名称につきましては、いずれも水道料金であります。件数につきましては、月々の水道料金の件数でありまして、平成24年度6件、25年度10

件、26年度1件、27年度1件、28年度6件、合計の24件であります。金額につきましては、当該債権の調定年度ごとの合計金額を記載しております。放棄の事由につきましては、時効期間満了によるもので、同条例第15条第1項第1号を適用しております。備考欄につきましては、該当債務者数を記載をしております。なお、当該債権3万4,930円につきましては、川棚町債権管理条例の規定に基づき、債権放棄を行った後、不納欠損処理を行っております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

6 番 山 口 該当債務者数が3名となっていますけども、この3名の方は現在まだ川棚に在住なのかどうかですね。その点を確認したいと。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 いずれの方も川棚町には住んでいらっしゃいません。以上です

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 関連でですね、その水道料金の徴収の問題について、例えば通常の水道料金を何か月間払えなかった場合、払わなかった場合に水が停止とか、そしてこの債権っていうのは、どうしても催促しても徴収ができなかったというふうな結果だろうと思いますけど、そういった賃金の徴収基準みたいなものがこれにかかってきたのかということで、経過がわかれば説明をお願いしたいんですけど。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 条例上は1か月であろうと、もう未納があれば給水停止を行うということでやっておりまして、賃金ですか。この不能欠損に至るまでの経過を申し上げますと、通常、その未納があれば督促を出します。督促も出して納入がないと催告を出し、その後、個別に連絡が取れば支払いを促すような状況で、個別にも対応してまいります。この件につきましては、町外在住者の方が町内で開栓をいたしまして、まあ転入もあったんですが、その後転出をされ、連絡がつかなくなった状況の中で時効を迎えたということになります。滞納処分をするにあたって、差押え等もできるわけですが、所在が不明なため、そこもできなかったという状況であります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10 : 39)

議 長 議員の皆様にはちょっとご注意をしておきます。質疑がある方は手を挙げて「議長」なり言葉を出してください。黙って挙げてはよくわかりませんので、よろしくお願いします。

日程第7 議案第28号

議 長 次に、日程第7、議案第28号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第28号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億2,848万3,000円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳入においては、補助事業に係る国・県支出金の増額、基金を財源とした当初予算計上事業の財源振分による繰入金の減額、令和3年度国庫補助事業の令和4年度確定に伴う諸収入の増加など、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とした各種対策事業の追加、コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の増額、低所得の子育て世帯に対し、1人5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」の追加、住民税非課税世帯を対象に10万円を給付する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業」が主なものであり、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上したものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしま

すので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、14、15ページをお開き下さい。

2款総務費であります。1項2目庁舎管理費につきましては、新庁舎建設に伴い、引き続き、山道浄水場旧管理棟を借用する予定でしたが、使用見込みがなくなったことに伴い、賃借料を減額するものであります。

7目企画費につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業に、木場自治会から要望がありました放送機器等の備品購入を申請したところ、助成の決定をいただきましたので、その決定額と同額を木場自治会への補助金として18節に計上するものです。

8目情報システム管理費につきましては、電子申請推進のため、マイナポータルと基幹システムをオンライン接続するネットワーク設定変更業務を委託料として103万4,000円計上しております。なお、本事業は、国のデジタル基盤改革支援補助金を活用しておりますので、特定財源の欄の国県支出金として事業費の2分の1に当たる51万7,000円を計上しております。そのほか、当初予算計上後に判明した新庁舎内のフリーWi-Fi接続料等を計上しております。

21目の新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、臨時交付金を活用し、別館における来庁者等の感染防止対策を強化するため、空気清浄機の購入予算を計上しております。

4項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費は、臨時交付金を活用し、選挙の投票所において投票用紙自動交付機を導入することにより、感染対策の充実を図るものです。なお、現在は、投票所従事者が投票用紙を手渡ししておりますので、機器の導入により、直接的な接触の排除、有権者の投票所滞在時間の短縮を図ってまいりたいと考えております。次のページをお開きください。

3款民生費について説明いたします。1項1目社会福祉総務費につきましては、国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金を活用し、給付事業としてシステム改修委託料として12節に150万円、1世帯当たり10万円の給付予算を100世帯分として18節に計上しております。

す。

次の4目老人福祉施設費につきましては、後ほど説明いたします。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費を説明いたします。説明欄の番号1介護保険感染症対策事業費につきましては、臨時交付金を活用し、ポータブルワイヤレス放送設備一式を購入させていただこうとする事業です。購入機器は、各地区で開催されております通いの場で活用することで、飛沫拡散防止等の感染対策の充実を図るものです。

次に、説明欄2番いきがいセンター感染症対策事業費につきましては、臨時交付金を活用し、同センターにおける空調設備改修事業として1,040万円、そして送迎用車両の購入事業として190万円をそれぞれ予定しております。空調設備につきましては、空調機器改修工事監理業務委託として40万円、空調機器改修の工事請負費として1,000万円をそれぞれ計上しております。なお、本事業は令和4年度当初予算に計上してまいりましたので、4目老人福祉施設費の1,040万円、そして特定財源その他、具体的には地域福祉基金を1,000万円それぞれ減額しております。いきがいセンター送迎用車両の購入事業に備品購入費として190万円を計上しております。こちらについては、利用者の送迎時の密を回避するために、臨時交付金を活用し、送迎車両1台を購入するための事業です。3番の雇用創出事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用機会を失った町民の雇用機会創出のため、一時的に町で雇用を行うもので、1節報酬を73万6,000円、職員手当等10万3,000円、共済費5,000円などを計上しております。

続きまして、2項1目児童福祉総務費について説明いたします。説明欄の1番児童福祉総務費につきましては、令和3年度における子育て世帯臨時特別支援事業費補助金に関して、事業スケジュールの関係から国補助金の確定時期が令和4年度になったため、国への返還金として335万6,000円を計上するものです。なお、特定財源の国県支出金の欄に109万7,000円を計上しております。これは、6月13日の全員協議会時に臨時交付金を財源とした事業として説明させていただきました「保育対策総合支援事業費補助金」と「子ども・子育て支援交付金」、こちらについては、認可保育所や放課後児童クラブ等に対する感染対策経費の助成事業でありまして、町

の負担分である109万7,000円について臨時交付金を充当させていただければと考えております。つきましては、特定財源の国県支出金に109万7,000円を増額しております。もともと当初予算において一般財源として措置しておりましたので、併せて同額を一般財源から減額しております。

2目児童措置費について説明いたします。これは、国の子育て世帯生活支援特別給付金を活用し、令和4年度の住民税均等割が非課税となる子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円を給付する事業であります。対象児童は200人を見込んでおり、18節として1,000万円、システム改修費として委託料100万円、このほか事務費として62万2,000円を計上しております。18、19ページをお願いいたします。

4款衛生費を説明いたします。1項2目予防費の3番新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費の主な内容としましては、4回目のワクチン接種に係る接種会場管理運営業務委託及び個別予防接種事業業務委託として3,432万6,000円、医療従事者やボランティアスタッフ等の報償費として870万7,000円を計上しております。なお、財源は国の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金971万3,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,363万5,000円を活用するものです。

6款農林水産業費を説明いたします。20、21ページをお開きください。

1項3目農業振興費については、国からの要請に基づき、町内における野生イノシシのアフリカ豚熱等の検査に要する費用を計上しております。

2項4目森林環境譲与税事業費につきましては、森林保全のため、森林環境譲与税対象事業として森林加入保険料4万2,000円を計上するものです。次のページ、22、23ページをお開きください。

7款商工費であります。1項3目観光費につきましては、教育費のところで後述しますが、本町の片島公園をロケ地として昨年公開された映画「祈り」の上映会に関連し、片島公園内に看板を設置するための経費を計上しております。

5目新型コロナウイルス感染症対策事業費として説明欄に3本の事業を計

上しております。臨時交付金を活用した事業となっております。1番目、川棚町プレミアム付商品券事業費は、地域経済の活性化を図るため、町民1人につき1万円の商品券を5,000円で購入できるプレミアム付商品券の販売に要する経費となっております。詳細につきましては、販売事務の委託料として5,990万円、役場において会計年度任用職員を雇用するための費用として報酬50万円、共済費8万円、旅費8,000円、引換券の印刷代等として需用費31万2,000円、引換券郵送代として役務費60万円を計上しております。

2番の宿泊キャンペーン事業費は、観光需要の拡大を図るため、町内の宿泊施設に対し、町外宿泊客1人1泊につき2,000円、町内利用者につき3,000円を上限に助成する費用を計上しております。

3番目の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費は、大崎海水浴場ワーケーション推進事業費1,450万円、新しい旅行スタイル環境整備推進事業費として400万円、これをそれぞれ観光事業特別会計への繰出金として1,850万円を計上しております。続きまして、24、25ページをお開きください。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、令和4年度当初予算において計上しております町施設等の清掃従事者雇用経費について、臨時交付金の対象事業として財源を組み替えております。

3項5目急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、当初予算に計上しております新谷急傾斜地工事に関して、先行して用地を取得する必要があることが判明したため、測量業務委託経費として130万円を計上しております。26、27ページをお願いします。

10款教育費であります。1項3目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費については、臨時交付金を活用し、ICT支援員配置の委託料として295万7,000円、その他家庭用学習支援関連経費を計上しております。

4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、臨時交付金を活用し、番号1修学旅行キャンセル料支援事業費と、番号2学校図書貸出充実事業費を計上しております。修学旅行キャンセル料支援事業費につきましては、町内小中学校の修学旅行に関して、感染拡大により、やむを得ず中止

又は延期した際のキャンセル料を支援するもので、18節に498万7,000円を計上しております。学校図書貸出充実事業費につきましては、コロナ禍において学校の臨時休業や学年・学級閉鎖等の際に、家庭で過ごす児童生徒の読書生活の充実を図ろうとするものでありまして、各小中学校の学校図書館の蔵書を充実し、また、貸出業務を円滑に行う貸出システム関連機器等の更新に要する経費として、13節使用料11万円、17節備品購入費286万4,000円、そのうち図書購入費として86万4,000円を計上しております。

2項1目と3項1目の学校管理費においては、当初予算に計上しておりました教育用コンピューターリース料を臨時交付金の対象事業として充当させていただくため、財源を組み替えたものです。

4項1目社会教育総務費につきましては、一昨年、本町の片島公園でロケが行われた、映画「祈り」の上映会開催経費として委託料35万円を増額するものであります。

5項1目保健体育総務費につきましては、北部九州での開催が予定されております令和6年度インターハイの視察経費として20万7,000円を計上するものであります。

2目教育キャンプ場費につきましては、教育キャンプ場トイレのくみ取料として役務費を計上しております。

4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、臨時交付金を活用し、トイレの人感センサー化や、便座の洋式化に対応する費用として需用費を200万円計上しております。28、29ページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより247万1,000円を増額するものであります。歳出は以上であります。続きまして、歳入をご説明いたしますので6、7ページをお開きください。

歳入の14款国庫支出金であります。1項2目衛生費国庫負担金から2項5目総務費国庫補助金に掲載しております補助金・交付金等につきましては、歳出で説明しました各種事業の補正に合わせ、増額するものであります。

なお、2項5目、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナ対策の影響を受けた分野へ活用可能な1億2,219万4,000円と原油価格・物価高騰対策分として5,325万1,000円の計1億7,544万5,000円が配分額として国から示されております。今回はそのうち1億2,219万4,000円を計上させていただきます。原油価格・物価高騰対策分の5,325万1,000円分につきましては、今後、更にその影響が顕著に表れると思われまので、9月議会において諮らせていただきたいと考えております。8、9ページをお開きください。

15款県支出金であります。2項4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出事業の増額に合わせ、増額するものです。10、11ページをお開きください。

18款繰入金であります。2項6目地域福祉基金繰入金につきましては、歳出のいきがいセンター管理費に関して、財源を臨時交付金に振り替えたことに伴う減額となっております。

7目の森林環境譲与税基金繰入金につきましては、歳出事業に合わせ、増額するものです。12、13ページをお開きください。

20款諸収入であります。4項4目の過年度収入につきましては、令和3年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業分が本年度に交付されたことに伴い増額するものです。

5目雑入に関しては、歳出事業の補正に合わせ、増額するものです。歳入は以上であります。30ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で、令和4年度一般会計補正予算（第1回）の説明を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:05)

(…休 憩…)

(11:15)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで、町長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。町長。

町長 はい。大変申し訳ありません。先ほど壇上において、議案第28号の提案理由を申し上げましたが、その中で、歳出において事業の財源とする交付金の名称を間違えて述べておりましたので、訂正をさせていただきます。「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」と申し上げましたが、正しくは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」であります。訂正してお詫びをさせていただきます。

議員 これから、一般会計補正に関する質疑を行います。堀田議員。

10番堀田 10番、堀田です。17ページのいきがいセンター感染症対策事業費の中で、車両購入がなされておりますけど、この車両は軽車両なのか、あるいは車椅子を乗せるような送迎車両なのか。そしてまた、今現在、送迎車両は何台で行っているのか質問いたします。

議員 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。お答えいたします。今回、導入しようとしている車両につきましては、普通車であります。1,000cc程度の普通車を予定しております。車椅子のまま乗り込めるような車両ではありません。スライドドアにしてですね、もちろん車椅子も後ろに載せることはできますが、車椅子のままで乗れるような仕様ではないものであります。今、送迎に使っている部分としては、2台を利用しているところであります。以上です。

議員 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1番福田 先ほどの説明で、ちょっと聞き違いかちょっと確かめたいのですが、27ページの教育キャンプ場のトイレ改修というところで、洋式化と発言があったかと思うんですが、間違いはないのかというのが1点ですね。

それから、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として17事業の説明書もいただいているんですが、この17事業を採択されたといいますか、選考に至った経緯をちょっとお聞きしたいんですが、まず交付金の全額が示されて、それに見合う事業を各課から募集されて選定されていかれたのか、まあ前回はそういうふうな説明であったと思います。その点が1点と、この17事業で全てだったのかということですね、加えて。それと、この国の方へのその申請といいますか、そういう期限がいつなのか。まだ余裕があるのかということをお聞きします。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。質問にお答えいたします。まず、教育キャンプ場の便座の洋式化というようなことで間違いないかというご質問ですが、これにつきましては、簡易水洗トイレによるですね、洋式化を図ろうという考えであります。以上です。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。私の方から今回の臨時交付金の選定の経緯についてご説明いたします。まず、今回、17事業を選定しておりますが、庁内の各課に募集、事業の検討を依頼しまして、私どもの方で集約をしまして、どの事業を今回計上するかということで検討をしております。その中には、一部内容を修正したりとか、もうここに計上していない事業もございます。

あとですね、申請のタイミングなんですけど、7月25日に一旦国の申請を県の方を経由して提出する予定となっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小田議員。

7 番 小 田 はい。7番小田です。この新型コロナウイルス感染対策事業の中で、ちょっと小さいことをお尋ねしたいと思いますけども、予算書では23ページ、説明欄の3のところですね。ここに新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として1,850万上げられて、主なものは、全協でも説明資料をいただいて説明を受けましたけども、ワーケーションに対応するための高規格のWi-Fiへの更新及びワーケーションとしてのスペースとして、棧敷の改修を行うというふうなことを説明を受けましたが、その棧敷の具体的な改修内容とですね、ワーケーションとして利用する方の見込みなどを想定されておられればお尋ねいたします。

なお、そのワーケーションスペースとして改修するのであればですね、あのロケーションでありますので、開放感がある個室があり、あるいはその電源あたりも設備されており、作業デスク、椅子なども備えたワーケーションスペースというふうなことを一般的には私は考えるんですけども、その点いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。小田議員の質問にお答えをいたします。今のご質問につきましては、このあとに特別会計の方で説明をしようかと思っていたとこ

ろであります。ですので、今ご質問がありましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。

まず、この棧敷を活用したワーケーションということで事業を考えております。これは、海水浴場東側の既存の棧敷につきまして、今現在、床、あと柱に白蟻の被害が若干出ておりますので、その分を改修を行います。そして、あと床部分につきましては、既存のくじゃく荘側の今棧敷がありますけれども、そこが土間コンクリートを施工してありますので、今回その事業を行うというところでもありますね、土間コンクリートとして実施するように考えております。それと併せて、海水浴場に設置しておりますフリーWi-Fiにつきましてもワーケーションに対応可能な高規格で更新するということとしております。

あと、そのワーケーションスペースをどのように活用するのかっていうことも若干ありましたので、このスペースにつきましては、先ほどの改修を行いまして、利用される人数に合わせてビニール製等々の幕を張りまして、間仕切りをして活用をするような形で考えております。

現在、棧敷の柱が4メートル間隔に11本程度立っておりますので、これで、もしそこをですね、1つの面積として16平米、1区画その柱間隔ですと16平米ありますので、そこを1部屋という形で今計画をしておりますが、あと、その人数に合わせてその柱間の間仕切りをちょっと広くしたりとかというところは、そのときに応じて実際考えていくということで、あと必要に応じて椅子、あと机も一応準備をするようにしております。あと、基本的には海水浴のオフシーズンを活用したものになりますので、冬場の寒気対策として、やはりその間仕切り等が必要になってくるんじゃないかということ考えております。

ただ、小田議員も言われましたそのロケーションを損なわないということで、海水浴場、海が見える部分につきましては、やはり解放したような形になるのかなとは思いますが。先ほど言いましたように、幕等によって仕切りをするということで、個室感覚でのワーケーションスペースが確保できるというふうに担当課では考えております。

電源につきましては、既存の電源がございますので、その電源につきましても今延長をしたりということ考えております。

あと、利用者の見込みのご質問があつておりますけども、一応担当課では、3,000人程度を想定をしたところで計画をしているところであります。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 同じところでの質問になりますが、栈敷改修といいますが、そこはもともと海水浴場なので、海水浴場としての機能がどうなのかと、そういうことを考えれば、あそこはもう取り外してしまつて、芝生にしまつた方が私は何かかえつて好印象が出てくるんじゃないかなと私は思うので、まあ栈敷改修ではなく、ほかの交付金の活用方法をもつて検討してもらいたいと思うんですが。先ほど7月25日が締切りみたいに言われましたので、まああと1か月ほどあるわけですので、そういう再考することはできないのか、町長にお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長の考えはということですが。はい、福田議員。

1 番 福 田 一応、今回出されておりますが、一度この大崎海水浴場の分を凍結するというか、削除するとか、そういうふうなことができないのか。できないとすれば、私としては削除してほしいというような動議も出したいなというふうに思っているわけですけど、それをするよりも一部この部分だけでも削除した修正案を今回出してもらつて、あと1か月ほど再考してもらえることができるのかなと思つて、町長のお考えをお聞きしています。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。可決されなければ当然そういったことも対応をしなければいけないと思つておりますけれども、この予算の提案につきましては、今議員の質問に担当課長が答えましたように、各課から事業の募集をして、そして最終的に今回の事業が妥当だろうということで提案をいたしております。

特にこの海水浴場につきましては、これまでもシーズンだけじゃなくして、シーズンオフにも活用できるようにということで、いろんな取組をしてきております。

そういった中で、今回、このワーケーションのできる場所として最適ではないかというふうな判断をいたしまして、こういったことを担当課の方では計画をしたわけでございます。いわゆるワーケーションとは、仕事とそれからバケーション、休暇を合わせた造語でありますけれども、これは今、国の

方では盛んにこの事業を進めておりまして、特に川棚のいわゆる自然の豊かさをPRするためには、こういった事業も取り組んでいく必要があるのではないかと、こう考えているところであります。

そういった中で、これから国において、果たしてそのコロナウイルス感染症対応として取り組めるかどうか、内々県などには判断をしながら申請をすることになるわけでありましてけれども、私としては、まあ川棚町の先ほど言いましたように特性を生かしての事業になるのではないかということで、事前に今の発言を受けて、取り下げるといようなことは考えておりません。以上でございます。

議 _____ **長** 毛利議員。

3 番 毛利 はい。私もちょっと関連して、福田議員は栈敷の話をされるんですけども、私は先日いただいた資料で、栈敷の下にある「新しい旅行スタイル環境整備推進事業」、名前は格好いいんですけど、しおさいの湯に要は券売機を買うだけですよね。と思ったんですけど、これは本当にまちのためになるのか、町民の生活のためになるのかって疑問があって、ほかに使うべきところがあるんじゃないかとずっと引っ掛かります。なので、福田議員もそういう思いでおっしゃっているんでしょうし、私もこういうところ疑問点があって、先日でもテレビで公用車の報道とかがあってますよね。なので、私も、議会としても、反省すべきではないかと思って、何も言わないのはやっぱり駄目だなと思っていますので、今回こうやってみんな疑問があれば言っていて、こういった点、やっぱり改善できるのであれば今からでも変えてほしいと思いますので、提案をしたいと思います。

議 _____ **長** 質問じゃないんですね。ほかに質問はありませんか。福田議員。

1 番 福田 はい。3回目ですので、そういう町長の考えはわかるんですが、そのワーケーションということであれば、毛利議員言われたように、ワーケーションを川棚町で推進するには、栈敷改修が一番効果があるといえますか、そういう考えなのか。私はそれよりも、くじゃく荘のワーケーション向けの改修をしたり、栄町の空き店舗をワーケーションに活用できるような改修とか、そういうふうな発想で、もう少し具体的なこのワーケーションを誘致する、そういう考えをもう一度再考していただけないか。又は

それじゃなくて、ほかにもっとコロナ対策になる事業が、必要なものがないのか、再考してほしいと思います。1,450万はですね。そのこのところだけをもう少し良い活用方法があるのではないかと考えていますので、町長の考えをもう一度お聞きします。

議 長 町長、答弁されますか。再度お考えをということですが。町長。

町 長 はい。先ほど言いましたように、この予算というのは、観光施設事業特別会計に繰り出すという予算でありまして、この今の段階でそういった議員からのご指摘を受けて、これを取り下げろとおっしゃっているんですか。それとも、その内容を今後検討せろと、そういった条件の中で議事を進めていただくということなのか。少しそういった状況がわかりませんので、ご発言をお願いします。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 先ほど町長の答弁で、海水浴場のシーズンオフのうちの利用・活用のためというような趣旨を言われたので、まあその趣旨は私はわかるように思います。それで、利用料金はどのようになるのかということをお聞きします。先ほど課長の方から、利用見込みが3,000人と言われてみけど、これは多分3,000人・日のことであろうと思われま。だから、1日いくらなのか、あるいは1人1日いくらなのか、それでいくらの収入を見込んでいるのかという、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。田口議員の質問にお答えをいたします。利用につきましては、現在のところ、有料での貸出しというふうに担当課では考えておりますけども、料金につきましてはの設定につきましては、まだ今のところ出しておらず、今後検討していくということにしております。

あと、今回3,000人ということで利用の計画を持っておりますけども、一応担当課の中で、このくらい的人数は確保できるだろうという判断のもと、一応3,000人ということでしております。あと、その利用料金については、今後早めに検討をしたいと。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 3,000人は、要するに1人が10回使えば10人になる

わけでしょう。だから、人・日という意味だろうと思うんですけど、そう考えていいんですか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 そのような考え方です。以上です。

議 **長** 高以良議員。

9 番 高 以 良 同じところで確認のためにお尋ねしますが、説明では海水浴のシーズンオフに利用を予定しているということでしたが、海水浴のシーズン中はもうワーケーションとしての利用は認めないのかっていうのが1つと、利用料についてはちょっとよく聞こえなかったのでお尋ねしますが、検討するというのは、利用料をもらう方向で検討するのか、もらわない方で検討するのか、そこら辺、金額を今後検討するってということなのかお尋ねしたいと思います。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。高以良議員の質問にお答えをいたします。基本的にシーズン中の利用は、海水浴場の利用客の利用となりますので、シーズン中このワーケーションスペースとしての活用は中止をいたします。

また、使用料につきましては、有料で考えております。ただ、今の段階では金額等まだ検討中であります。以上です。

議 **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 先ほど利用者数は3,000人とおっしゃいましたけど、大体こういった制度っていうか、こういう施設を今からしようとするときには、ある程度の利用者を絶対にしてもいいですよっていうのを何人かの確約を持つとって、そういう計画を立てるもんだと思うんですけど、実際問題として、確かに海水浴場の利用客が5,000人くらいですので、まあオフシーズンに3,000人も来るかっていう疑問は持っています。ただそれを、どこかの会社、あるいは個人でもそうですけど、周知をどういう方向でしていくのかですね。一応会場はつくりました。何もしなければ誰も知らないで来ないわけですね。するとその辺の周知の仕方とか、そういった個人的にいろいろな方に話をして、ワーケーションをするからこういったものを利用してくださいというふうな話があったのかですね。その辺をお尋ねしたいと思います。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。堀田議員の質問にお答えをいたします。3,000人ということで今予定をしておりますけども、その周知方法についてなんですけども、基本、ホームページ、あとSNSっていいですか、そういったものを使って、広くお知らせをしたいというふうには考えております。以上です。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。先ほど福田議員とそれから毛利議員から発言がありましたその件について、その後の議員の質問が若干方向性がずれてきておりますので、要は、先ほど福田議員から質問がありましたように、この事業がいわゆる好ましくないということで否決をされますと、ほかの緊急にしなければならぬ事業にも影響がありますので、ここでちょっと休憩を取っていただいて、もう少し休憩時間中にその福田議員と毛利議員が発言された内容の議論を深めていきたいと思っておりますけど、そういったご判断を議長していただければ大変ありがたいと思っております。

議 **長** 今のあれは休憩を取って、行政は行政間でということですか。議会と休憩中に議論をしたいということですか。

初めてのことでありますので、ここでしばらく休憩を取って、ちょっと議運をまず開きまして、進行の方法を決定したいと思います。

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:45)

(…休憩…)

(13:00)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** お知らせをいたします。行政係長は昼から欠席であります。

議 **長** ここでまた、皆様にお知らせをいたします。今、会議を再開をいたしましたけど、再度ここで休憩を取りたいと思っております。休憩を取りまして、次の開始時間はちょっとまだ未定でありますけれども、ただいまから、休憩といたします。

(13:00)

(…休憩…)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ただいまの件のほかに、この一般会計の補正について質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 23ページの観光費で説明がありました、片島の看板の件ですが、100万円かけての看板ということですが、どれくらいの規模のものかというのと、あと設置場所ですね。そこら辺、ちょっと詳細をお願いいたします。

あと、まとめてお聞きしますが、その下のプレミアム商品券ですが、予算では6,140万となっていますが、委託料で5,940万って説明で確かあったかと思いますが、1人1冊ということで今回出されますけども、まあ50パーセントのプレミアムを付けるということで説明を聞いております。で、この額でしたら大体何冊くらい前もって用意されるものなのか。1人1冊ですので、人口の分用意されるものなのか、それともこれまでの販売率を計算されて少し減らされているのか。そこら辺の確認をお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。小谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、観光費の100万円の用途についてのご質問であったかと思えます。まず、規模につきましては、看板の概要といたしまして、材質がプラ擬木を施工するようにしております。擬木ですね。規格といたしましては、横幅が1,770、1メートル77、高さにしまして地上から2メートルの看板を設置するようにしております。あと、場所につきましては、駐車場がございまして、駐車場から一步入ったところに今現在片島の看板が立っておりますけども、道挟んで左側、山側に水槽のようなものがありますけども、その位置あたりに施工するようにしているところでもあります。すいません、先ほどプラ擬木と言いましたけども、もう皆さんご存じでしょうか、プラスチックで作った本当の木の丸太のような形で、それをプラスチックで施工した品物でございます。プラスチック擬木ですね。あとコンクリート製もあるんですけども、やはり海が近いということで、プラスチックの擬木で施工するようにしております。

それと、もう1点のプレミアム商品券につきましてですけども、今回はプ

レミアム分5,000円のプレミアム率50パーセントということですね、1万円に対して、プレミアム率は50パーセントですね。現在、町民1人当たり1冊ということで計画をしております。そして、今川棚の人口が1万3,500人ということで、本来なら1万3,500冊を作るべきなんですけども、前回の実施状況を見ておきますと、まあ60パーセントとか、あと100パーセントもあったんですけども、今回はそのプレミアム率が50パーセントになりましたので、人口の80パーセントを見込みまして、1万1,000冊を作成する予算を組んでおるところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 同じ23ページになるんですが、説明欄の2番の宿泊キャンペーン事業についてお尋ねします。1,500泊かけるの7か月ということで説明を受けていますけども、ここで2,300万も必要があるのかどうか、そんなに補助をしてもいいのか、もっとほかに使うものがあるのじゃないかということと、町民が3,000円、町外が2,000円ということなんですけども、なぜそこで金額の差を付けるのかというのの説明と、どちらかというと町外から来られた方のほうが、宿泊されてお土産とか、いろんな買い物をされると思うので、その差を付ける意味を説明願います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。今回、先ほども波戸議員のほうからもありましたように、1,500人かける7か月ということで計算をいたしましたのは、令和2年にこの宿泊キャンペーンを行ったときに、月1,200人という数字が出ております。それを基準としまして、今回1,500ということで計算をいたしておるところであります。ですので、期間中は川棚町民を2,000泊、全体で1万500人を計算しておりますので、そのうち川棚町民を2,000泊と町外の方を約8,500泊ということで計算をしているところあります。

それともう1点、今回、町民の方を3,000円、町外の方を2,000円とした理由につきましては、やはり町民にもたくさん泊まっていたきたいということの思いで、今回、1,000円の差を付けているところあります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 今の金額の質問ですけども、町内で3,000円出してもらった場合には、通常の宿泊費といいますか、そういったものが、通常いくらであった場合に、これがあつた場合にいくらっていうふうな計算ができると思うんですけども、まあそこが一番気になるところでありますので、そのことと、実は宿泊に関連すると思うんですけど、くじゃく荘の食事がうまくないというふうな話を私は何度か聞いたことあるんですけど、それと、関連施設の中でもしおさいの中でここで飯食うたっちゃうもうなかとざいっていうふうな話を非常に残念と思いますけども、まあこういうところで言っちゃって申し訳ないですけど、そこら辺の、やはり最近特にそういった食に関してはかなり個々のいろいろなメニューの中でないと、なかなか受けないというふうな事情もあるのも私もわかっておりますが、そこら辺の改善をしないといけないんじゃないかということが、どこかで1回2回じゃなかし、ほとんどかなりの人がそういったことを思っていますし、そこをきちっとしていけば、もっと宿泊者は増えるんじゃないかということがありますので、その2つの点について非常に難しい判断かとも思いますが、是非重要であると思いますので、どう考えているのか、それをどう指定管理者として指導をしていくのかということを含めてお願いをしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。炭谷議員のご質問にお答えをいたします。くじゃく荘の宿泊ということでお答えをしたいと思います。通常の現在のプランなしというのが、平日の場合8,750円であります。1名ですね。それで、もし県の補助があつた場合、これは1万円以上は上限5,000円までの補助となっております。あと、1万円以下は宿泊費の50パーセントということになっておりますので、8,750円の50パーセントで4,375円となりますけども、そこに町民の3,000円を引きますと1,375円となります。あと、町外者についてはそれにプラス1,000円ということで2,375円。あと、休日前と土日の場合は、宿泊費が1万250円になりますので、補助等々を引きますと、個人負担は町内の場合は2,250円、町外の場合は3,250円というふうになっております。

あと、もう1つの食事の件であります。基本的に、まあ私だけかもしれませんが、食事がまずいとか、そういった話は伺ったことはございませ

ん。ただ、しおさいの湯につきましては、今年3月、今までは入っておられた業者の方が今ちょっと撤退をされて、今、しおさいの湯については、今、食事は行われていないということを伺っております。一応、今後ですね、そういういった意見等があれば協会とも話合いを持って、改善できるところは改善したいというふうに思っております。以上です。

議 **長** 初手議員。

4 番 初 手 補正予算書の27ページ、町自主文化事業で片島の、すいません、名称忘れましたが、上映会ということで予算が上がってますけども、いつ頃の時期に、例えば1週間とか、1日とかって、その辺の具体的なものがあればお願いしたいと思います。

議 **長** 教育次長。

教 育 次 長 はい。ただいまの質問にお答えいたします。「祈り」の上映会につきましては、その「祈り」の舞台が長崎原爆のあとの浦上天主堂などを題材としたものであります。そして原爆、戦争の悲惨さを、やはり後世に伝えていくというような趣旨もございますので、8月中の中旬から後半くらいに開催できればいいなというふうに思っているところでございます。そして、映画の上映会に併せて出演者のキャストをお迎えして、ミニトークショーをちょっと実施していただくかというふうなことで、今、企画のほうをできないかということで、プロモーターの方に確認をしているところであります。以上です。

議 **長** ほかに。高以良議員。

9 番 高 以 良 23ページ、プレミアム商品券のことでお尋ねします。これは1万円分を利用する店舗の制限といいますかね、大型店舗で利用できる、できないとか、そこら辺については、どのように予定されているのでしょうか。

議 **長** 産業振興課長。

産 業 振 興 課 長 はい。質問にお答えをいたします。1冊当たり500円券を20枚ということで発売するようにはしておりますけども、大型店を10枚、その他の店舗を10枚というふうな分け方で実施するようにはしております。以上です。

議 **長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 今のところで、1万3,500のこれは8割ぐらいですかね。1万1,000冊ぐらいのことであるんですけど、これは売れ残りとか、そういうふうになった場合の追加購入お願いみたいなやつは予定しとらすとかどうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。水谷議員の質問にお答えをいたします。今回、先ほど説明いたしましたが、1人当たり1冊の購入で計画をしております。昨年度1世帯当たり3冊ということで追加販売等々は行いませんでした。今回も追加販売につきましては、行わない計画であります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 先ほどの宿泊キャンペーンの続きなんですけども、まあここは規模を縮小する考えはないということで理解していいのかというのが1つと、ほぼほぼ、くじゃく荘が使われると思うんですが、ほかの宿泊施設もあると思います。そこで、前もっての、例えばくじゃく荘1,500泊だったら、くじゃく荘が1,300にして、残りの施設を割当てってという形か、前もって、その割当てを決めておくという考えはないんでしょうか。それがなかったら、もうほぼほぼ、くじゃく荘が使って終わるのかなという考えがありますので、ほかの宿泊施設にある程度100泊分くらいの割当てを事前に、何ていいますか、割り当てるような考えはないのか。この2点をお尋ねします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。前日も宿泊キャンペーンをやっておりますけども、その実績に応じて、今、くじゃく荘、民宿海幸、かわはら旅館の3宿泊所が町内にはございます。先ほど言いました前回の状況を見て、ある程度割当てを行って実施するようにはしております。くじゃく荘が9,500、海幸が700、かわはら旅館が300ということで予算を計上しておるところであります。計画ですね。あくまでも計画です。失礼しました。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 7番小田です。予算書15ページの選挙費の中のコロナ対策の500万4,000円についてお尋ねいたします。全協でいただいた資料

から見ると、投票所に投票用紙の自動交付機を導入するとの説明であり、直接的な投票用紙の受渡しを避けて、投票用紙の交付にかかる時間の短縮をするというふうにありますけども、各投票所に3台を導入をするというふうなことですけども、1投票所に本当に3台が必要なのかというふうなことをお尋ねします。今までは投票所で1人ずつ、要するに順番に投票所入場券ですかね、それを確認をして、投票用紙が交付をされておりました。そのようなことを考えれば、その発券の機械にトラブルがなければ、1台で対応できると。予備機まで含めて2台あれば対応は可能ではないだろうかというふうなことを考えるんですけども、その点はいかがでしょうか。お願いします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。お答えをいたします。1投票所当たりに3台と計画しておりますのが、一般的に最も投票数の多い衆議院議員選挙を想定しております。衆議院議員総選挙の場合は、選挙区の候補者に1票、そして比例区に1票、そして通常、国民審査もセットになってまいります。そういったことで、その3票とも全て自動交付機でお渡しするとした場合を想定して3台ということで、一番数の多いところを想定して、計画をしております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 1問答弁もらってないんですけど。事業の縮小の考えはないかというのの答弁をもらってないんですけど。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 すいません。事業の縮小というのは、どのようなことでしょうか。すいません。

1 3 番 波 戸 今、2,300万の予算といいますか、1万500泊分をとってありますけども、そこは例えば極端な話、半分にして、まあ修正きくってという話がさっきあったんですけども、ほかのコロナに対するもっと違うところに使う必要もあるんじゃないかという考えがありますので、例えばもう半分にして、違う事業に回すとか、そういう考えはないのかお尋ねしているところなんです。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。この宿泊事業につきまし

ては、あくまでも実績をもとに、こちらのほうから助成をするという形にしておりますので、途中でそのような規模を縮小するとかっていう考えは今のところは持っておりません。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 だからですよ、今から執行するのであって、1万500泊じゃなくて、今、1,500かける7か月となっているんですけども、例えばそれを4か月に縮小して執行して、残りの部分を違う事業に回せないのかという質問です。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 現時点では7か月ということで実施したいと考えております。以上です。

議 長 副町長。

副 町 長 波戸議員のご心配もあろうかと思うんですが、逆にですね、非常にこれが好評で、人数が増えるということも考えられるとは思いますが、この期間を7月から1月にしておりますので、状況を見ながら、それこそ非常に利用者が少ないということであれば、9月の補正で減らすということもありかなというふうには考えています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(14:32)

日程第8 議案第29号

議 長 次に、日程第8、議案第29号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第29号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,650万円にしようとするものであります。

なお、補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係るものであり、詳細については、産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 皆様、議員にちょっとお諮りをいたします。

この件につきましては、先ほど質疑、答弁は受けたかと思いますが、この質疑に関しましては、割愛してもいいのかなと私思っておりますが、いかがですか。

「異議なし」の声あり

議 長 はい。ということで、質疑に関しては、割愛させていただきます

ます。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「令和4年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(14:34)

日程第9 議案第30号

議 _____ **長** 次に、日程第9、議案第30号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第30号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」において、川棚町議会議員及び川棚町長選挙における選挙運動の公

費負担について、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の3種類の経費に係る公費負担の単価について規定をしているところであり、その額は、公職選挙法施行令において定める額に準じているものであります。

このたび、公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担の単価が増額改定され、令和4年4月6日から施行されましたので、同施行令の改正後の額に準じて、本条例についても改正を行おうとするものであります。

改正の詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それでは、説明いたします。1枚めくって新旧対照表をご覧ください。今回の改正箇所を下線を引いております。

まず、第4条第2号のアの部分であります。改正前が「1万5,800円」とありますのを「1万6,100円」とするものであります。ちなみにこのアの部分につきましては、選挙運動用自動車の借入契約の一日当たりの額であります。

そして次にイであります。ここは燃料の供給に関する契約に対する代金の額であります。改正前が「7,560円」、これを「7,700円」にしようとするものであります。次のページをお願いいたします。

第9条に選挙運動用ビラの作成の公費支払いの規定があります。改正する箇所が、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価でありまして、改正前が「7円51銭」、これを「7円73銭」にしようとするものであります。

そして次に第10条に、選挙運動用ビラの公費負担の限度額を定めております。これは先ほどの単価と同じであります。ちなみに、ここでは法第142条第1項7号に規定する枚数を乗じた額としておりますが、ちなみにこれが法で定める枠は、町長の場合5,000枚、町議会議員の1,600枚という基準で、これを乗じた額が限度額となるものであります。

次に第13条において、選挙運動用ポスターの作成の公費に関する支払いが定めてありまして、改正前が1枚当たりの作成単価が「525円6銭」、これを改正後は「541円31銭」にしようとするものであります。次の「31万500円」というのが、これはポスターを制作する場合のいわゆる

基本額といったものであります。これが改正前が「31万500円」、これを改正後は「31万6,250円」にしようとするものであります。ちなみにこのポスターの枚数は、ポスター掲示場の数までが限度とされております。それでは、改正文の1枚目の附則をご覧ください。

先ほど町長が申しあげましたように、公職選挙法施行令、これは令和4年4月6日に施行されております。今後到来する、まず最初の選挙は川棚町長が該当しますので、「この条例は、公布の日から施行する。」ということで規定をしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「川棚町議会議員及び川棚町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 3 1 号

議 長 次に、日程第 1 0、議案第 3 1 号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 3 1 号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」の提案理由をご説明いたします。

川棚町大崎自然公園設置条例につきましては、平成 1 7 年に条例の制定を行い、その後、平成 1 9 年には利用時間を変更し運営を行ってまいりました。

これまでも利用時間の変更を行ってきておりますが、近年のキャンプブームや大崎海水浴場のオールシーズンの活用など、利用者のニーズにできる限り対応したいとの考えから、ご提案申し上げるものであります。

今回の改正につきましては、本条例の別表に掲げております施設の利用時間の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 改正内容について、ご説明をいたします。

今回の改正につきましては、指定管理者からの要望があり、協議の結果、先ほど町長からも説明がありましたが、近年のキャンプブームや大崎海水浴場のオフシーズンの活用など、利用者のニーズにできる限り対応いたしたく、改正すべきものと判断いたしましたので、本日、議案の提出を行っております。改正内容につきましては、新旧対照表をお開きください。

別表についてであります。条文第 8 条関係の利用時間等の改正であります。なお、別表につきましては、改正前を全て削除し、改正後の別表に改めるものであります。改正部分を説明をいたします。

大崎キャンプ場の一般キャンプ場ですが、宿泊の開始時間、「午後 0 時から」を「午後 1 時から」に、摘要欄の「管理運営期間 7 月 1 日～ 8 月

31日」を削除するものであります。

また、オートキャンプ場につきましては、日帰りの開始時間「午後0時から」を「午前10時から」に変更するものであります。

今回、大崎キャンプ場の一般キャンプ場及びオートキャンプ場の利用時間を統一した理由といたしましては、当施設は隣接をしており、事務の煩雑化をなくす目的といたしております。

また、一般キャンプ場に係る摘要欄の管理運営期間の削除につきましては、近年は全国的なキャンプブームであり、特にコロナ禍以降は年間を通してキャンプされており、現状を考慮し、摘要欄の文言を削除をしております。

次に、大崎海水浴場についてであります。開始時間「午前10時から」を「午前9時から」に変更し、摘要欄の「管理運営期間7月1日～8月31日」を削除する改正といたしております。

開始時間の変更につきましては、現状を考慮し、変更するものであります。長崎県内の海水浴場のほとんどが9時から開始されている状況であります。

また、摘要欄の管理運営期間の削除につきましては、現在、海水浴場のオフシーズン限定で海の家を活用して、レストランがオープンをしております。年間を通して海を含む大崎半島の自然の素晴らしさと人々の心が豊かになるものをつくり上げる場所としたいとの目的で、実施されたものであります。

なお、外枠の※の備考につきましては、摘要欄を削除することにより文言を削除するものであります。

附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。時間の変更に意義があるわけではないんですが、そもそも、この時間の決めることを条例事項とすべきなのかどうなのかというところの考えをお聞きしたいと思います。例えば条例でなくて、町長が規則で決めるとか、あるいはもう指定管理者の決定に任せるとか、そのような形でもよいのではないかと思いますけども、いかがですか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。この8条に係ります別表につきましては、その条例制定時から、この時間を条例の別表として掲げておりましたので、それを基に今回は変更をいたしました。今後、田口議員が言われるように、ほかの方法でどうかということでもありますので、そのところにつきましては、今後、検討をしていきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「川棚町大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:49)

日程第 1 1 発委第 1 号

議 長 次に、日程第 1 1、発委第 1 号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長。

議会運営委員長 それでは、提案理由を申し上げます。

発委第 1 号、令和 4 年 6 月 1 7 日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 議会運営委員会委員長 初手安幸。

川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 9 条第 6 項及び第 7 項並びに川棚町議会会議規則（昭和 6 2 年川棚町議会規則第 1 号）第 1 4 条第 3 項の規定により提出をいたします。

提案理由であります。令和 4 年 3 月町議会定例会において、議案第 1 1 号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、川棚町議会委員会条例（昭和 6 2 年川棚町条例第 1 7 号）を改正する必要性が生じたため、改正しようとするものであります。

それでは、改正条例の内容についてご説明をいたします。横長の新旧対照表をご覧くださいと思います。第 2 条中、常任委員会所管を総務厚生委員会において「新庁舎建設室」を削り、「長寿支援課」を加えるものであります。次に 2 枚目の改正条文をご覧ください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

議 長 これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:53)

日程第12 総務厚生委員会調査報告

議 _____ **長** 日程第12「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会委員会調査報告につきましては、川棚町議会議長宛てに報告書を提出しておりますので、読み上げて報告といたします。

令和4年6月17日、川棚町議会議長 村井達己様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告書。

1. 件名 本町の防災対策について。
2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。

日時 令和3年6月30日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(2) 第2回委員会。

日時 令和3年7月29日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 総務課長、防災交通係長。

総務課より本町の防災対策について説明を受け意見交換を行った。

主な内容。

①防災計画について。

- ・町内の危険箇所や避難場所、避難計画について。
- ・地域防災計画の見直しについて。

②自主防災組織について。

- ・組織が結成された地区の活動状況など。

③各地区の防災倉庫について。

- ・19地区が設置済み。

④消防団について。

- ・近年の出動状況や、団員確保について。

(3) 第3回委員会。

日時 令和3年8月30日。

場所 第1委員会室及び現地。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 総務課長、建設課長、産業振興課長、各担当係長。

防災計画書に記載されている危険箇所の現地確認を行った。

※9月定例会の決算審査において、河川監視カメラを確認した。

(4) 第4回委員会。

日時 令和3年11月2日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 総務課長、防災交通係長、産業振興課長、技術係長、建設課長、建設課長補佐。

令和3年8月の大雨時の町内災害状況について説明を受け意見交換を行った。

- ・今後の課題について協議を行った。

(5) 第5回委員会。

日時 令和3年11月24日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 住民福祉課長、社会福祉係長、健康推進課長、地域包括支援係長。

災害時の地域見守りネットワークの活用について説明を受け意見交換を行った。

- ・8月豪雨時の状況や台帳登録者への対応などについて。

- ・災害発生時の課題点について協議した。

(6) 第6回委員会。

日時 令和4年4月22日。

場所 中央公民館2階会議室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、消防団長、副団長(2名)、各分団長、防災交通係長。

本町の防災対策について、消防団との意見交換を行った。

主な内容については別添資料1とする。

(7) 第7回委員会。

日時 令和4年5月18日。

場所 2階大会議室A。

出席者 委員全員、議長、事務局長、総代会長、副会長(2名)、会計、東部代表、西部代表、南部代表、中部代表。

本町の防災対策について、総代会代表との意見交換を行った。

主な内容については別添資料2とする。

(8) 第8回委員会。

日時 令和4年6月1日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員（炭谷委員欠席）、議長、事務局長。

消防団及び総代会との意見交換会について取りまとめを行った。

（9）第9回委員会。

日時 令和4年6月9日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について、報告書の取りまとめを行った。

3. 委員会の意見。

これまで令和3年6月30日より9回の委員会を開催し、本町の防災対策に係る調査として、各担当課からの説明や現地確認、消防団及び総代会との意見交換を行ってきた。

本町の防災対策についての課題としては、近年、線状降水帯の発生による集中豪雨が頻発するようになり、水害やがけ崩れなどの災害が不安視されている点が主であると思われる。

この件に関する対策としては、災害危険箇所の定期的な点検・確認を行い、災害警報の発令時に早期避難の呼びかけや情報提供、避難所の開設など、災害が発生する前に迅速な対応ができるよう備えることが重要であると思われる。

要支援者の避難誘導や各地区公民館での避難所開設に関しては、マニュアルの作成を進めることや、事前に各担当課との指示系統の確認を行うなど、日頃から協議を行って準備しておくことが必要である。

また、ハザードマップについては、作成して終わりではなく、各地区の自主防災組織と連携して説明会を行うなど、住民の災害に対する意識の向上に努め、行政主導で啓もう活動に取り組めるよう検討されたい。

消防団及び総代会との意見交換会で出てきた課題への委員会意見を下記に記載し、最終報告とする。

・消防団との意見交換会。

①分団長会議などでは、円滑な意見交換を行い、消防団からの要望が把握できるよう努められたい。

②意見交換の中で無線機に関する問題指摘が多く出された。現場で活動する団員からの意見を把握し、早急に検討を進められたい。

③災害時に使用する個人や企業の車両については、補償の面や地元企業との協定制度などを積極的に検討されたい。

・総代会との意見交換会。

①避難所の開設・運営に関するマニュアル作成については、早急に対応されるよう努められたい。

②公民館の防災に関する補強・改修については、各地区の要望を把握し検討されたい。

③新しく線状降水帯予測が出されるようになった。これにより、早期の避難誘導ができるよう対応されたい。

④ハザードマップ説明会に関しては、行政主導で進められるよう検討されたい。

なお、別添資料1と別添資料2につきましては、添付して報告といたします。後ほどお目通しをよろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(15:03)

日程第13 議会運営委員会調査中間報告

議 _____ **長** 次に、日程第13「議会運営委員会調査中間報告」を議題といたします。本件について、議会運営委員会から中間報告の申出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることに異議ありませんか。

議 長 質疑なしと認めます。したがって、議会運営委員会の中間報告を受けることに決定をいたしました。

それでは、議会運営委員会の発言を許しますので、議会運営委員長お願いいたします。

議会運営委員長 報告の前に、報告書の訂正をお願いをいたします。4ページの議員定数・報酬に関するアンケート調査結果報告「(案)」というのが入っておりますけども、「(案)」を削除お願いいたします。

それでは、議会運営委員会の中間報告を行います。お手元に配布されております報告書をご覧ください。なお、本報告書はまず中間報告があつて、別紙として議員定数・報酬に関するアンケート調査結果報告書と、参考資料として、令和3年6月議会以降の取組経過と、議会だより読者モニター設置経過報告を載せております。それでは、順次読み上げ、報告をいたします。

令和4年6月17日、川棚町議会議長 村井達己 様、議会運営委員会委員長 初手安幸。

委員会調査中間報告書。

本委員会に所管事務調査の事件について、川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第47条第2項の規定により別紙のとおり報告をいたします。

議会運営委員会調査中間報告書。

1. 調査事件。

(1) 議会運営に関する事項。

(2) 議会会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

(3) 議長の諮問に関する事項。

2. 調査期日 令和3年7月12日～令和4年6月9日 ※詳細は「参考資料」を参照いただきます。

3. 審査場所 第1・2・3委員会室及び議場。

4. 出席者 委員全員、正副議長、事務局長。

5. 調査の経過及び概要。

当委員会は、令和3年6月21日付けで3項目の事件について閉会中の継

続調査申出を提出し、必要に応じてそれぞれの項目について調査、研究を行った。

(1) 議会運営委員会に関する概要。

令和3年6月議会より定例会ごとに会期、議事日程、本会議の運営、一般質問等について会議規則・議員必携などを参考に反省、検討を行うとともに、川棚町議会基本条例（以下「基本条例」という。）に基づき、議会改革・議会活性化に取り組み、全員協議会で報告、協議して、円滑な議会運営と資質の向上に取り組んできた。

主な内容。

1) 基本条例に関連する事項。

①川棚町議会傍聴規則の見直し（全部改正）。

- ・令和3年12月議会より実施
- ・主な改正点。

手話通訳者・要約筆記者派遣制度の新設。

現状に即した条文の表現。

- ・基本条例第2条（議会の活動原則）第3号に関連すること。

②一般質問における質問者の参考資料を傍聴者へ配布。

- ・令和3年12月議会より運用。
- ・主な内容。

参考資料はA4用紙2枚（両面）までとし、わかりやすい説明資料とする。

基本条例第5条（町民と議会及び議員の関係）第1項に関連。

③議会だより読者モニター制度の設置（議会だより編集特別委員会）。

・令和3年12月全員協議会で「議会だより読者モニター設置要綱」を決定。

- ・主な内容。

令和4年6月1日委嘱状交付（6名）と第1回読者モニター会議の開催。

- ・基本条例第5条（町民と議会及び議員の関係）第5項に関連。
- ・基本条例第10条（議会広報及び広聴の充実）第2項に関連。

④総合計画を議決事件に指定。

- ・令和3年6月議会で「川棚町議会の議決すべき事件を定める条例」を制

定し、基本構想、基本計画を議決事件に指定。

・主な内容。

令和4年3月議会で「第6次川棚町総合計画基本構想及び基本計画の策定」を可決。

・基本条例第8条（議決事件の拡大）第1項に関連。

⑤議員と語ろう会実施要綱の運用改正。

令和4年4月より開催後の報告を明記した。

・主な内容。

議員と語ろう会を正式な公務として、開催後の定例会において、原則として報告書を登壇して読み上げ報告とする。

・基本条例第5条（町民と議会及び議員の関係）第1項に関連。

⑥議員定数・報酬について。

令和4年5月に全議員にアンケート調査を行い、全員協議会で協議。

・主な内容。

令和5年4月の選挙では、議員定数は改定せず、現状の14名で実施する。議員報酬についても改定は行わない。この件につきましては、後ほど報告もいたします。

・基本条例第15条議員定数に関連、基本条例第16条議員報酬に関連。

2) その他の議会改革・議会活性化に関する事項。

①タブレットの活用について。

・オンライン会議の実施に向けて対応 各委員会で試行。

・ペーパーレス化に向けての取組 予算・決算の資料等も対象とする。

②基本条例の逐条解説の確認。

③基本条例に関する規則、要綱等の確認。

④議員活動の手引きへの追加事項等の確認。

（2）議会会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

令和3年6月議会より令和4年6月議会までに取り組んだ事項。

①令和3年6月議会で、基本条例を制定。

②令和3年6月議会で、議決事件の拡大の条例（川棚町議会の議決すべき事件を定める条例）を制定。

③令和4年6月議会で、川棚町課室設置条例の改正（令和4年3月）によ

り、川棚町議会委員会条例を改正。

(3) 議長の諮問に関する事項 なし。

6. 今後の検討事項。

- ・新庁舎ロビー放映。
- ・議会モニターの設置。
- ・議会報告会のあり方。
- ・情報発信のあり方。
- ・会期中の所管事務調査のあり方。
- ・政務調査費の研究。
- ・オンライン会議及びペーパーレス化の推進。
- ・通年議会の研究。
- ・本会議へ関係職員のみでの出席。

7. 委員会のまとめ

令和3年6月議会に基本条例を制定し、その趣旨に基づいてできることから具体化に取り組んできた。

今後は今日までの取組の検証と未着手の制度、施策について調査・研究を深めていくことが町民にとって身近な議会・開かれた議会につながるものといえる。

今、コロナの終息が見えない状況にあり、町民との対話の機会が減少してきた。

議会、議員の活動に理解と関心を深めていただくために、積極的な情報提供と意見交換の機会を持って、その声を行政（政策）に反映させることが求められている。

そのためにも、基本条例に基づき、本会議、委員会等の議論を深め円滑な運営に向けて日々研さんを努めなければならない。以上が、中間報告の本文であります。

次に別紙として、議員定数・報酬に関するアンケート調査結果の報告をいたします。4ページを開けてください。

議員定数・議員報酬に関するアンケート調査結果報告。

1. 経過。

令和3年6月議会での委員会報告で、今後の調査研究の具体例の一つとし

て「議員定数・報酬」について、協議することの報告を行い、川棚町議会基本条例「第15条 議員定数」・「第16条 議員報酬」に関連する事項として、議会運営委員会において調査を行ってきた。

令和4年4月22日の全員協議会で全議員に対して、アンケート調査を行うことを確認し、5月9日にアンケートを締め切り、5月13日に議会運営委員会で集約を行い、5月18日の全員協議会において、自由討議の方式で協議を行った。

2. アンケート・全員協議会・議会運営委員会での主な意見（要約）。

（1）議員定数について。

1）現状維持（定数14名） 12人。

・議会の機能、権能を充実させ民意を行政（政策）に反映させるためにも、2常任委員会（専任）と委員会定数6人以上の体制が必要であり削減すべきでない。

・前回（平成27年4月）の削減から大幅な人口減少ではなく現時点では削減すべきでない。

2）削減の意見 2名。

①定数12名 1人。

・人口が減少する中、定数も削減していくべき。5人の委員会でも運営できる。

②定数9名まで可能 1人。

・常任委員会は、1委員会制となり、本会議主義の議会運営となる。

3）その他の意見。

・改定には十分な議論と町民への説明、理解が必要であるので次期改定は無理である。

・人口が減少する中、14名はいつまで維持できるか。

・令和5年4月改選後の4年間で改定が必要か協議をしてはどうか。

・積極的な活動と情報発信をして、住民に丁寧な説明をしなければ理解は得られない。

（2）議員報酬について。

1）現状維持 10名。

・議員の詳細な活動内容の町民への周知が十分でないので、増額の理解は

得られない。

- ・住民への説明と意見交換をしながら検討すべき。
- ・定数10名程度になったときに検討すべき。

2) 引き上げ 4名。

・若い世代が議員活動に専念できる報酬体系にする。例えば、生活給や町職員の係長級の報酬にする。

・50歳以下の議員には10から20パーセントの増額か、60歳までの議員報酬を35万円に引き上げる。

3) その他の意見。

・どこまで上げられるかがなければ議論は深まらない。

・報酬を上げるには、町民に議会、議員活動を知ってもらう必要があるので、もっと積極的に活動をしていくことが必要。

- ・歩合制も検討してよいのでは。
- ・生活給とはいくらか見えないと分かりにくい。基準がない。
- ・若い議員を求めるのであれば、安定した生活ができる報酬が必要。
- ・政務活動費について検討すべき。

3. その他の意見・考え。

議員定数・報酬に関する今後の対応について。

(1) 基本的な考え。

・定数、報酬議論の基準については、①財政改革、②同規模自治体との比較、③人口減少、④議会への不信任、⑤選挙要因（無投票、定数割れ）が考えられる。

・まず今ある議会を変えようとするときに、どんな議会にしたいか、目指すかが重要ではないか。

(2) 民意の反映について。

・議員だけの一方的な意見でいいのか。町民の意見考えを聞くべきではないか。何らかの形で町民の意見を吸い上げるべき。

・町民が議会、議員に何を期待し、求めているかなど、アンケート調査を実施し、その中に議員定数・報酬についても尋ねるべき。

・住民へのアンケートは、広く議会に対するものを聞いて、その中の項目に議員定数・報酬関係を尋ねるべき。

・民意を尋ねることは大事だが、来年（４月選挙）のことをこれから聞くべきではなく、現在の議員で判断すべき

・民意は次の４年間でアンケートでなく諮問委員会に諮ってはどうか。

（３）町民への対応。

・町民への対応として、議会、委員会、議員の活動を充実させ、議会の必要性を町民に理解してもらう丁寧な説明が重要。

（４）議員定数・報酬の改定時期について。

・次回改選後、状況を見ながら判断してもらう。

・前回（平成２７年４月）のように、２年かけて次の議会で議論をしてもらう。

（５）なり手不足、若者・女性の参入について。

・定数を大幅に削減して生活給くらいに報酬の増額が必要では。

・若者や女性が議員になりやすい環境づくりを研究する。

４．結論。

全員協議会での協議の結果、来期（令和５年４月～令和９年４月）の議員定数・報酬ともに改定せずに現行どおりとする。

今後、基本条例（第１９条見直し手続き）と議会に関する状況の変化（議員定数・報酬の基準など）に基づき改定が必要と判断されれば協議をする。

主な理由。

①議員アンケート結果では今回改定すべきとの結論には至らなかった。

②今まで、町民から改定に関する直接請求（陳情等）はなかった。

③重要な課題であり、住民に議会の現状の説明や意見を聴いて結論を出すべき。以上が、議員定数・報酬に関する調査結果報告であります。

なお、７ページには参考資料として、令和３年６月議会以降の町議会基本条例と議会運営に関する取組の経過と、１１ページには議会だより編集特別委員会によります議会だより読者モニター設置経過報告書を添付いたしておりますので、後ほどご一読をお願いをいたします。以上で、報告を終わります。

議 長 これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、中間報告を終わります。

(15:23)

日程第14 閉会中の継続調査の件

議 長 次に、日程第14「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務厚生委員長から、川棚町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布をいたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務の継続調査申出が
あっております。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、総務厚生委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(15:24)

日程第15 議員派遣の件

議 長 次に、日程第15「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布をいたしました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布をしました別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

議 長 なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日その内容に変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日、その内容に変更があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

(1 5 : 2 5)

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和4年6月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。皆様、大変お疲れ様でした。

(1 5 : 2 6)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 毛利喜信

会議録署名議員 初手安幸